別紙8

児童館等における遊びのプログラム等の全国的な 普及を図るための調査研究業務一式

仕 様 書

厚生労働省子ども家庭局

1 調達内容

(1)調達件名

児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための調査研究業務一式

(2) 契約の期間

契約締結日~2019年(平成31年)3月29日

(3)調査研究の目的

本調査研究は、児童館(児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設)等が企画、開発、 又は改良した遊びのプログラム(例:こどもの城が開発してきた健全育成のための活動プログラム(※注1)及び児童館等が開発又は改良した遊びのプログラム)をモデル的に 実践することにより、遊びのプログラムの開発・改良・普及のプロセスを研究し、全国の児童館等での遊びのプログラムを実施するに当たり、効果的な実施方法等を検証・分析する。

(※注1) こどもの城が開発してきた健全育成のための活動プログラムのURL

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/katsudou_ program/index.html

2 事業の内容

「児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための調査研究業務一式」は、以下の事業とする。

(1) 企画・検討委員会の設置・運営

有識者による企画・検討委員会を設置する。

ア 構成委員数

- ・企画・検討委員 5名程度
 - ※本調査研究業務の全体的な企画内容等を検討する
 - ・プログラムアドバイザー 5名程度
 - ※遊びのプログラムについて助言及び支援を行う
- イ 開催回数 5回程度
- ウ 企画・検討委員会の運営

企画・検討委員会の事務局を行い、委員等委嘱、日程調整、会場確保、資料作成・印刷、謝金・旅費の支払い等の事務を行う。

なお、旅費、謝金については、予算の範囲で本契約とは別に支払うこととし、 契約締結後、所要見込み額を提出するものとする。

(参考) 平成30年度会議出席謝金単価(日額)15,700円(時間単価)7,800円

- ※ 時間単位を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は、 原則として日額を適用する。
- ※ 時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については、30分 未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場 合は1時間と見なす。

- (2) 遊びのプログラムの実践及び効果の検証
 - ① 遊びのプログラムを実施する大型児童館等の選定

受託者は、遊びのプログラムを実施する大型児童館等(以下「実施児童館」という。)を選定すること。

実施児童館 全国5か所以上

※技術提案書に「実施児童館」(予定を含む)を記載すること。

- ② 「実施児童館」における遊びのプログラムの実践
 - ア 実施回数 異なる遊びのプログラムを3回以上
 - イ 実施場所 実施児童館が設置されている都道府県内又はその近隣の3か所以上 の小型児童館、児童センター、放課後児童クラブ等
 - ウ 対 象 児童及び保護者
 - 工 内 容

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究「児童館等における遊びのプログラムの開発・普及に係る調査研究業務」により作成された「児童館等における遊びのプログラムマニュアル」 (※注2)を参考に、現在、検討している「改正児童館ガイドライン(仮称)」(※注3)の内容に関連付けて遊びのプログラムを実践すること。また、その実施に当たっては、特別な設備や多額な費用等を必要としないなど多様な児童館等で実施可能なプログラムとするとともに、子どもや児童健全育成関係者を招致して行う集合型のプログラム、又は近隣の市町村や子どもの遊び場が少ない地域等へ出向いて行う移動型のプログラムなど、優良な遊びのプログラムがより広域に普及できるよう工夫すること。

(※注2) 平成 29 年度 厚生労働省委託事業『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務』児童館等における遊びのプログラムマニュアルのURLhttps://www.jidoukan.or.jp/new/2018/03/post-1028.html

(※注3) 改正児童館ガイドライン(仮称)素案(平成30年3月23日開催、社会保障審議会児童部会 第12回遊びのプログラム等に関する専門委員会 資料4-2)のURL http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199413.pdf

- オ 「実施児童館」は、遊びのプログラムに参加した児童又は保護者にアンケートを 行い、その効果や改善点等について検証・分析すること。
- (3)遊びのプログラムの普及
 - ア 全国版「遊びのプログラム実践交流会」の開催

受託者は、「実施児童館」が相互に遊びのプログラムの技術交換を行うとともに、 広域の児童健全育成関係者が遊びのプログラムを体験することを目的とした全国版 の「遊びのプログラム実践交流会」 (※注4) を開催すること。

(※注4)「遊びのプログラム実践交流会」の実施例

平成 29 年度 厚生労働省委託事業『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務』児童館・遊びのマルシェ〜児童館ガイドラインの実践ノウハウを学ぼう!~(平成 29 年 9 月 13 日開催)のURL

https://www.jidoukan.or.jp/seminar/%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%A8%E3%83%BB%E9%81%8A% E3%81%B3%E3%81%AE%E3%83%9E%E3%83%AB%E3%82%B7%E3%82%A7%E5%8B%9F%E9%9B%86%E6%A1%88% E5%86%85.pdf

イ 遊びのプログラムの周知・広報

受託者は、児童健全育成関係者が集まる研修会、会合、イベント等の機会(例:「全国児童館・児童クラブ大会」^(※注5)、「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」^(※注6)等)を活用し、ポスターセッションやパネル展示等、遊びのプログラムの周知・広報等を行い、積極的に遊びのプログラムの普及を図ること。

(※注5) 「全国児童館・児童クラブ大会」のURL

https://jidoukan.or.jp/zenkoku/

(※注6)「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」のURL

https://www.jidoukan.or.jp/new/2017/01/post-847.html

- ウ 「実施児童館」は、地域版の「遊びのプログラム実践交流会」を開催するなど、 各地域において児童健全育成関係者への普及を図ること。
- (4) 実践マニュアルの作成及び啓発

遊びのプログラムの実践の分析結果を基に、児童館等に遊びのプログラムをさらに普及させるための『児童館等における遊びのプログラム実践マニュアル(仮称)』を作成すること。

その作成に当たっては、イラストや写真を用い、配慮を必要とする子どもへの対応 等、遊びのプログラムをより効果的に実施するために参考となる事項を記載し、成果 物として納入するとともに、受託者のホームページ等で公開すること。

- 3 納入物
- (1)納入物

委託期間満了日までに、調査研究結果をまとめた報告書等を作成し、成果物とともに納入すること。

また、必要に応じて納入物の再提出を求める場合がある。

(2) 納入形態

受託者は、上記3の(1)の納入物を紙媒体10部、及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚により提出すること。

紙媒体のサイズは、A4判(左綴じ、カラー両面印刷)とする。また、必要に応じて、A3判を使用することができる。

電子媒体は、MicrosoftWord2010、同 Excel 2010、同 PowerPoint2010 で読み込み可能な形式、及び PDFの2種の形式にて保存すること。

(3)納入場所

厚生労働省子ども局子育て支援課

(4) 調達担当課及び連絡先

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

03 (5253) 1111 (内線 4963、4966)

4 作業体制及び進捗管理

(1) 作業体制

本調査研究の実施に当たって適切な作業体制を確保すること。

各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績等を明らかにするとと もに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当職員の承認を得ること。

(2) 進捗管理

受託者は、担当職員に進捗管理表を提出すること。担当職員が了承した進捗管理表に基づき、各作業内容の状況把握及びスケジュール管理を行うこと。進捗管理表には、作業名、当省・受託者作業区分、責任者、発生する成果物、作業の開始日・完了予定日・完了日・完了基準等を記載すること。

各作業段階の進捗状況に関する定期的な報告を行うこと。

計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、担当者の追加・変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、担当職員の了承を得た上で、これを実施すること。

5 検 査

検査の結果、納入物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての納入物を納入するものとする。

6 その他

(1) 知的財産等

- ア 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利 を含む。)は、すべて厚生労働省に帰属するものとする。
- イ 第三者が権利を有する著作権(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うものとする。
- ウ 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が 生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら厚生労働省の責任に帰す場合を除き、受 託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(2) 再委託

- ア 受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- イ 受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号、 または名称及び住所並びに再委託を行う事務又は事業の範囲、再委託の必要性及び 契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提 出し、承認を受けること。また、受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、受

託契約金額に占める割合は、原則2分の1未満とすること。

- ウ 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、受託者は「再委託に係る変更承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- エ 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号、 または名称及び住所並びに委託を行う事務又は事業の範囲を記載した「履行体制図」 を支出負担行為担当官に提出し、履行体制の把握に努めること。
- オ 受託者は、秘密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再 委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、支出負担行為担当官に提出し、承認 を受けること。
- カなお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(3) 機密保持

- ア 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以 外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- イ 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う 弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- ウ この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

(4) その他

- ア 受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、厚生労働省に届け出るものとする。 なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任 するものとする。
- イ 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を厚生労働省に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。
- ウ 受託者は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速 かつ的確に対処し、実施するものとする。
- エ 受託者は、定期的に厚生労働省と打ち合わせを行い、業務の進捗や作業の内容を 具体的に報告し、厚生労働省の了解を得ること。
- オ 本業務の実施において、関係者等に対し、受託者の宣伝又は営業目的と思われる ような行為等を禁止する。
- カ 受託者は、電子媒体を正しく読むことが出来なかったり、その他不適当な入力が 発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修に努めること。
- キ 受託者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等(公知の事実等を除く。) 及び業務遂行過程で生じた納入物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第 三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずる こと。
- ク 本仕様書に記載のない事項等については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 と協議の上決定すること。